

花巻市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

平成 18 年 1 月 1 日

告示第 51 号

(趣旨)

第 1 条 一般家庭から排出される生ごみの減量対策及び快適な環境づくりのため、市内に住所を有する個人が生ごみ処理機の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で花巻市補助金等交付規則（平成 18 年花巻市規則第 61 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱で「生ごみ処理機」とは、微生物が含有されている媒体材と生ごみを処理機内でかきまぜ、発酵及び分解処理させるバイオ発酵分解方式、又は処理機内で生ごみを粉碎し、ヒーターで短時間に強制乾燥させる粉碎乾燥方式により消滅及び減容する機械をいう。

(補助金交付の対象及び補助額)

第 3 条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、生ごみ処理機購入に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 1 以内とし、15,000 円を限度とする。

(提出書類及び提出期日)

第 4 条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(申請の取下期日)

第 5 条 規則第 7 条第 1 項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して 15 日以内とする。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第 3 条の規定による書類	花巻市生ごみ処理機購入費補助金交付申請書	第 1 号	1 部	別に定める。
	1 花巻市生ごみ処理機購入事業計画書	第 2 号	1 部	
	2 見積書			
規則第 5 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による書類	花巻市生ごみ処理機購入事業変更（中止）承認申請書	第 3 号	1 部	変更（中止）の理由の生じた日から 15 日以内
	花巻市生ごみ処理機購入事業計画書	第 2 号	1 部	
規則第 12 条第 1 項の規定による書類	花巻市生ごみ処理機購入費補助金交付請求書	第 4 号	1 部	別に定める。
	1 花巻市生ごみ処理機購入事業実績報告書	第 2 号	1 部	
	2 領収書の写し			